

木造住宅を耐震改修

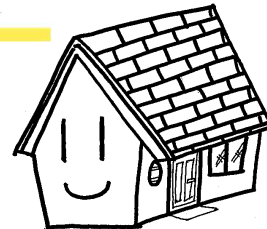
される方は

事前に申請すると



最大 120万円 もらえます

注) 昭和56年5月以前に着工された木造住宅に限る




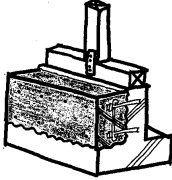
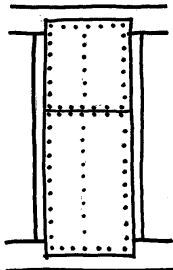
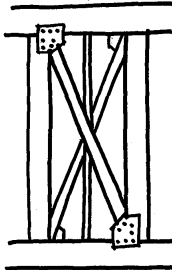
目的 木造住宅の最低限の安全性の確保を図るため、旧基準木造住宅について耐震化・減災化を促進する事業を実施する方に対して、補助するためです。

対象住宅 居室のある一戸建ての住宅、長屋、共同住宅又は併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの）で、西尾市が実施する無料の耐震診断の判定値が1.0未満の住宅

工事費の額を限度に、1戸につき **120万円** を補助します

判定値を **1.0** 以上かつ **0.3** 加算した数値以上 とする **耐震改修** 工事
(増築を伴うものを含みます。)
注) 1つの敷地で複数の耐震改修補助を受けることは出来ません。

耐震改修の主な例

対象 工事				
	屋根の葺替え	基礎補強 (新設や打増し)	壁補強 (構造用合板)	壁補強 (筋交いの新設)



交付**決定前**に
契約や**工事**
着手した場合、
補助金は**受け**
られません

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課

手続きの流れ

★ 契約・工事着手前に申請をすること

申請者	市	提出書類・確認事項	
1 交付申請 →		1.補助金交付申請書（様式第1）	申請者は工事の契約者と同一人物であること
		2.耐震診断結果報告書の写し	全ページの写し（原本を添付しない） ※紛失した場合、申請書裏面（証明願）に記名
		3.概要書（様式第8）	HP から取得可
		4.付近見取図	住宅地図、インターネットの地図など
		5.補強計画平面図	補強前後の対比、補強方法の記載がされているもの
		6.計画図（補強方法を示す図書）	標準図、仕様書など
		7.補強前耐震診断書	診断したプログラムが「2 報告書」と同じバージョンであり、診断結果の内容に修正がない場合は不要
		8.改修後補強計算書	建築士の種類、番号、記名
		9.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛、施工業者の記名、見積年月日、施工場所が必要
		10.工事場所の写真	建物の全景及び近景（2.報告書の写真とは別で撮影）
		11.納税証明書（完納）	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得（200円/枚）
	← 2 交付決定	補助金交付決定通知書が、申請者住所に郵送で届きます。	
契約 工事着手		★交付決定前に契約・工事着手した場合は、補助金は受けられません。	
	中間検査	完了時に目視確認ができない部分を検査します。	
工事完了		申請と同じ年度の2月末までに、工事を完了する必要があります。	
3 完了報告 4 補助金の 請求 →		1.完了実績報告書（様式第6）	完了から30日以内（又は2月末日のいずれか早い日まで）に提出
		2.工事請負契約書の写し	契約日は交付決定日以降であること 見積書、請求書又は領収書と金額が同じであること
		3.耐震改修工事の写真	耐震改修に係る部分を、着手前・工事中・竣工後毎に撮影
		4.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名
		5.補助金支払請求書（様式第7）	口座名義は、申請者と同一人物であること
		6.施工業者等の公表登録同意書	HP より取得
		7.認定工法使用状況	HP より取得
	完了検査	現地調査を行い、税金の控除について説明します。	
	← 5 補助金の 支払	指定された口座に、約1ヶ月後に振り込まれます。 ※ 施工業者に補助金を振り込むことで、申請者が用意する資金を軽減する代理受領制度を活用できます。	



補助金で、
かしこくお得に
防サイ対策！！

代理受領制度の概要
は、QRコード先のホ
ームページをご参照
ください。

